



認定特定非営利活動法人

いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

## ニュースレター 第27号

2020年 9月30日発行

電話 & FAX 029-309-7690

電子メール network-i@ams.odn.ne.jp

ホームページ <http://network-i.jp/>



“暑さ寒さも彼岸まで”ということばどおり、彼岸を過ぎてから急に涼しくなり、少し前の猛暑が嘘のようです。

新型コロナウイルスはまだまだ感染が広がっていくのか、先の見通しもたたないまま、今年度も半年が過ぎようとしています。今、成長期にある子ども達への影響は決して少なくはないのではないのでしょうか。一般家庭の子ども達にも親の生活の変化や学校等の長期にわたる休校など、子ども自身の生活環境の変化により、様々な問題が起きています。このような状況が起きる前から家庭養育が困難のために、社会的養護といわれる児童養護施設や里親家庭で養育されている子ども達にとって、さらに不利益を受けるようなことはあってはならないと思います。このような子ども達のために、日夜奮闘しておられる施設職員・里親の皆様改めて敬意を表したいと思います。

里親の皆様には、1年365日休みなく子ども達の養育にあたられています。生の声を聞かせていただきたく、アンケートにご協力いただきました。お忙しい中でのご協力ありがとうございました。そのご報告をさせていただきます。

### 「子どもの虐待防止フォーラム」のご案内

**(仮) 演題 「性的虐待を受けた子どもへの影響と予防」**

**講師：森田展彰（筑波大学）**

**日時：12月5日（土） 13:00～17:00**

**会場：水戸市福祉ボランティア会館（ミオス）**

**募集人員：20名**

**資料代：500円**

※詳細については、次回お知らせします。

## 新型コロナウイルス禍での里親・里子の生活への影響について

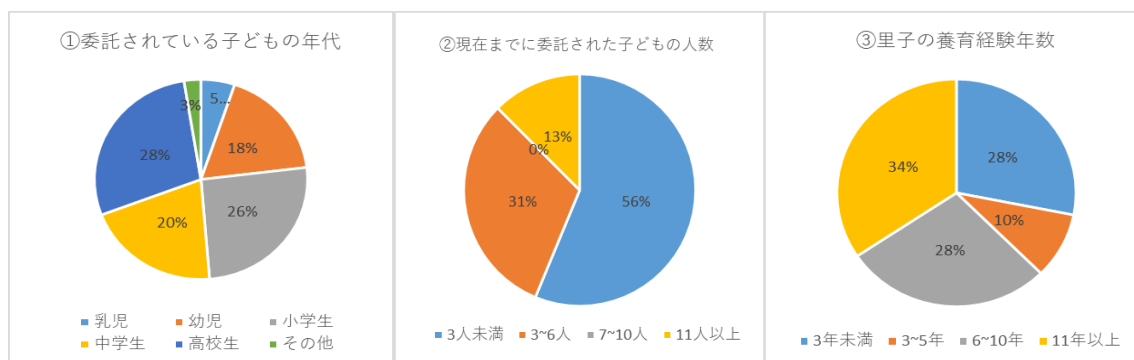
親が何らかの理由で養育できない子どもを、親に代わって養育する場が里親であり、児童養護施設等の児童福祉施設です。

里親は、家庭養育が困難な子どもに対し理解と愛情をもって子どものために家庭を提供し、養育にあたってもらう制度です。

現在県内で里親に登録している里親数は265組（R2・3月末現在）で、そのうち子どもが委託されている里親は87組です。（そのうち56組が茨城県里親会に所属しており、今回のアンケートにご協力いただきました。）

新型コロナウイルス感染拡大は、市民生活に大きな影響を与えてきましたが、里親家庭にはどのような影響を及ぼしたか、茨城県里親会の事務局のご協力を頂き、7月にアンケートを実施しました。アンケートに答えて下さった里親さんは32組です。

### 1. 回答をいただいた里親世帯の状況を①委託されている子どもの年代、②現在までに委託された子どもの人数、③養育経験年数 でみると下記の通りです。



- ・委託児童の年代は、乳幼児が23%・小学生26%・中学生21%・高校生28%と $\frac{3}{4}$ が学校に通っている子どもたちです。里親になってから委託を受けた子どもの人数は、半数以上の里親世帯が3人未満で、11人以上というベテラン里親も4組あります。
- ・里子の養育経験年数は、11年以上の経験が34%、3年未満及び6~10年の経験者が28%、3~5年の経験が10%という方々です。

### 2. アンケートの結果について

#### 3月からの休園・休校・外出自粛の影響がありましたか？

- ・特になし。-----8
- ・生活のリズムが崩れてしまった。-----9
- ・やる事がなくてエネルギーを持て余してしまった。-----5

- ・外に出られず、ストレスがたまった。-----10
- ・行動や言葉が乱暴になった。-----1
- ・勉強に集中できず、ゲームが止められなくなった。-----6
- ・その他：里親が仕事を休んだりしなくてはならなくなった。-----1

**長期の休みでよかったことはありますか？（複数回答可）**

- ・子どもの行動の仕方、考えていることがわかるようになった。-----10
- ・親しみが増した。-----8
- ・一緒に遊べるようになった。-----9
- ・その他：一緒に勉強することができた-----1
- ・クラスの子について行くのがやつの勉強を先に進めることができた。-----1
- ・特になし-----12

**高校を卒業して、進学・就職が決まったお子さんについて何か困ったことがありますか？**

- ・大学進学資金計画
- ・社会的養護が必要な子どもたちは人一倍自立したいとか、一人暮らしがしたいという思いが強いと感じます。しかし、自己管理や金銭管理などがほとんど身につけていないので、社会に出てからとても苦労します。高齢時の委託が多いわが家では、早目に関係機関に相談をして、意識付けをするようにしていますが、なかなか難しいです。
- ・日々の生活が乱れた。アルバイトも禁止されて、イライラ感が強くなった。
- ・委託解除になっても1人で生活していくことが困難、身近に相談にのってくれる人が必要。
- ・進学等で環境が変わった時に、里子がうまく対応できるか、心配。

**困ったときはどこに相談しますか？**

- ・児童相談所-----15
- ・市町村の担当者・相談員等-----5
- ・医師・看護師等専門家-----4
- ・里親支援専門相談員-----18
- ・里親仲間-----14
- ・知人・親戚等-----7
- ・発達障害支援機関-----1

**その他 日頃、感じていることなど（自由にお書きください。）**

- ・県からのアルコールとマスクの配布が助かりました。
- ・コロナ禍での学校の長期休業は、子どもたちにとっても再開のメドが立たない中で、とても不安があったと思います。  
わが家では今年度は高校3年生が2名、中学3年生が1名いますが、この期間に学習の遅れに対する焦りや受験に対する不安など、子どもたちの本音を聞く良い時間となりま

した。まだまだ先が見通せない不透明な日々が続きますが、コミュニケーションを大切に取りながら、それぞれの子どもに寄り添っていこうと思います。

- ・里親の皆さんとなかなか会えなくて、残念です。
- ・うちの娘は高校1年生で 随分成長したなと思えば その反対の時もあります。
- ・登校が始まり安堵しています。
- ・コロナウィルスについて過敏になりすぎている。
- ・日々、バタバタしていますが楽しく暮らしています。
- ・児童相談所や関係者の方々は良くしてくださると思います
- ・日々、忙しく生活をしているので、もっと里子と関わってあげたい。
- ・日頃から関係機関との連携が必要だと実感している。常に里親家庭の状況を把握し、子どもの問題等を共有し、支援してくれる人を作っておくことで、困った時の対応がスムーズにいき、里親のストレスが軽減される。
- ・教育現場に携わる方達が、里親・里子のことを知らなすぎるために、偏見を持っている。社会的養護の必要な子ども達の存在、それをサポートする里親のことをもっと周知させる必要がある。

### 3. まとめ

新型コロナウイルスについて最近では感染力や症状、死亡率等、情報が増えてきたが、2~3月の時点では漠然と感染すると大変なことになるらしいぐらいの知識で、とにかく外出を控えるという自粛、マスク着用、手指消毒が求められ、特に外出の自粛が強く求められていたと思います。そのような状況の中で、学校の休校があつという間に決められ、3ヶ月が過ぎました。まだまだ先が見えない中で、社会的養護が必要な子ども達には、どのような影響があったかを知り、そのマイナス要因が子どもにとって一生の不利益にならないように、支援を考える必要があると思います。

アンケートでは、75%の里親家庭で何らかのマイナス影響を受けていることが分かりました。それに対して相談先もしっかり確保されていると感じました。里親だけで悩みを抱えこまないということは、子どもの成長にとって大切なことなので、里親としての責任感を表していると思います。一方、長期の休みをプラスにとらえ、里子と接している前向きな姿勢を感じることができました。また、里親家庭から巣立つ18才以上の里子の将来を不安に感じている里親が多いことから、行政でも対応を考える必要があると思われます。どこにいても、困った時に相談できる場所がある、ということは社会に巣立ったばかりの子ども達にとって精神的な支えになるのではないのでしょうか。このアンケートを通して、養育里親家庭の存在の大切さを改めて感じるとともに、学校をはじめとして地域社会が里親制度をより深く理解できるような広報も必要だと思いました。

## 講演会「性的虐待加害者の無罪判決を考える」を聞いて思うこと。

U・K

去る8月29日(土)水戸市福祉ボランティア会館で、“ネットワークあい”の理事長であり、弁護士の坂本先生から上記の標題についてのお話があった。

平成31年に刑法に問われるかどおか、つまり有罪か無罪かの判決が立て続けに4件、世論にさし示され、注目を集めることになった。

資料を読んでいて、「刑法」にふれているのか、いないのか、専門的用語の多い事柄なので、じっくり頭の中で、整理しながら聞く講演会であった。

いずれにしても、力の弱い立場の子供・女性が男性から、その性(さが)故に、“暴力”を受けていることは、明らかだと認識した。

名古屋地裁・静岡地裁での判決は、密室とも言える家族の中(家庭の秘密)で、娘が実父から受けた性行為を告訴した事件であった。それぞれの地裁で“無罪”と判決がくだされたことに、女性としての立場から非常に腹立たしく思えてならなかった。

“あい”では、児童虐待防止をスローガンにNPO法人として、活動・支援しているが、子供の頃に受けた心身の傷は、成人しても、結婚して自分が親になっても深く深くのこるものであり、忘却できるものではないと、思わされることばかりである。

自分の身におこらなければ、他人に対しては、軽い気持ちで“嫌なことは忘れなさい”と言えるが、しかし、忘れたくても前を向きたくても、ぽっかりあいたブラックホールに、ひきずりこまれるような気持ちではないだろうか。それでも、その体験を信頼できる誰かに少しずつ、自分の言葉で話して(=放して)いくことで、癒されていくと信じて、“あい”を含め、他の様々なボランティア活動が存続する由縁だと思う。

今年度の“あい”の活動目標を特に「性的虐待について考える」ということで、9月にも再度お話しをしていただくことになっている。

人を罰するには、何事も刑法にのっとってのことだが、平成29年に(強制わいせつ)の規定が改正された。これも裁判で使われる専門的用語ばかりで改正前と後を、じっくり比較して読まないと混乱した。

やっても、やらなくても、確かな証拠がなければ安易に人を裁けないのは分かるが、加害者

が受ける法的〇〇罪は、全てその根幹は、一般人には、暴力と受けとめられるのに、本人にはその意識が全くない。ないから認めずに“同意のもとに”と言って逃げてしまうようにしか受けとめられない。

性虐待は、被害者が告訴しても、その立証が大変むずかしいことが壁になり、児童虐待防止法には、『児童虐待をしてはならない』という規定があるけども児童虐待罪というような犯罪には、なっていない。

メディアにとり上げられ、通報された親は、虐待ではない“しつけ”だと主張する。

その違いも、明確にはされていない現状である。これから先も、男と女、親と子の間で、知らないところで性暴力、性虐待がなくなるとしたら、どうすれば少しでも防げるのだろうかと思っていた時に一冊の本を読んだ。

カナダの看護婦メグ・ヒックリングさんが書いた「メグさんの性教育読本」である。

日本では、小学生の時に男・女におきる身体のしくみについては、保健室の先生又は体育の先生から教わるが、それ以上のことにふれて説明（いわゆる性教育として）される考えも時間もないのではないだろうか。（性教育は家庭教育の中でとの暗黙の了解）

子供の頃から自分の身体は、自分で守るためにも、生命を大事にするという考えも含めて、具体性と年齢相応（小・中・高）の性教育をしっかりと、それこそ大人が、教示することが、とても大事なことだと思えた。実例として、産婦人科の先生が学校へ出向いてお話しをする取り組みをしている学校もある（TV あさイチより）

最後に、メグさん自身の言葉から・・・

「子どもが、自分のからだや、性のことを知り、親と自由に話しができるようになることが大切だ。そうすれば、子どもは、自分のからだを気持ちよく受け入れて、性的虐待から身を守ることができるはずだ-----」

辛くて、一番本人が誰にも語ることができずに、『NO』と言えないばかりに、一生苦しみを与え続けられる、性暴力に対して今以上の世論の盛りあがりを期待しつつ、少しでも減っていくことを心から願う。